

令和 3 年度 都市計画税に関する概要調書報告書

地方公共団体コード				表番号			
1	2	2	0	4	1	7	5
							1

令和3年度 都市計画税に関する調
第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区分	行番号	(1) 市町村の面積(千㎡)	(2) 市街化区域(千㎡) A	(3) 市街化調整区域(千㎡) B	(4) その他(千㎡) C	(5) 計(A+B+C)(千㎡)
課税区域の面積	9 0 1 0	12	23 ア 39,911	33 イ	43 ウ	53 エ 39,911
都市計画区域の面積	0 2 0	85,620 甲	55,090 オ	30,530 カ	キ 0	85,620 ク

区分	行番号	(6) 都市計画区域の 指定の有無	(7) 市街化区域等の 設定の有無	(8) 都市計画税の 課税の有無	(9) 都市計画事業の 認可の有無
課税区域の面積	9 0 1 1	12	13	14	15
都市計画区域の面積	0 2 1	ケ 1	コ 1	サ 1	チ 1

指定有……「1」 指定無……「2」
 設定有……「1」 設定無……「2」
 課税有……「1」 課税無……「2」
 認可有……「1」 認可無……「2」

地方公共団体コード					表番号			
1	2	2	0	4	1	7	5	2

第52表 納税義務者数に関する調

都道府県名

千葉県

市町村名

船橋市

区 分		行 番 号	(1) 総 数 (人)	(2) 法定免税点未満のもの(人)	(3) 法定免税点以上のもの(人)
土 地	個 人	⁹ 0 1 0	¹² 117,218	²² 1,772	³² 115,446
	法 人	0 2 0	3,855	199	3,656
	計	0 3 0	121,073	1,971	119,102
家 屋	個 人	0 4 0	176,221	1,878	174,343
	法 人	0 5 0	4,528	337	4,191
	計	0 6 0	180,749	2,215	178,534
実 数	個 人	0 7 0	197,263	3,157	194,106
	法 人	0 8 0	5,421	275	5,146
	計	0 9 0	202,684	3,432	199,252

地方公共団体コード					表番号			
1	2	2	0	4	1	7	5	3

第53表 地積及び床面積等に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 市 街 化 区 域	(2) 市 街 化 調 整 区 域	(3) そ の 他	(4) 計
土 地 の 積 (千㎡)	宅 地 等	宅 地	9 0 1 0	12 33,937	24	34 33,937
		そ の 他	0 2 0	3,682		3,682
		小 計	0 3 0	37,619	0	0 37,619
	農 地	0 4 0	2,144		2,144	
	計	0 5 0	39,763	0	0 39,763	
家床 屋 面 の 積 (㎡)	木 造 家 屋	0 6 0	11,005,271			11,005,271
	木 造 以 外 の 家 屋	0 7 0	17,718,089			17,718,089
	計	0 8 0	28,723,360	0	0 28,723,360	
土 地 の 筆 数 (筆)	宅 地 等	宅 地	0 9 0	199,321		199,321
		そ の 他	1 0 0	12,220		12,220
		小 計	1 1 0	211,541	0	0 211,541
	農 地	1 2 0	2,793		2,793	
	計	1 3 0	214,334	0	0 214,334	
家 屋 の 棟 数 (棟)	木 造 家 屋	1 4 0	103,896			103,896
	木 造 以 外 の 家 屋	1 5 0	28,070			28,070
	計	1 6 0	131,966	0	0 131,966	

地方公共団体コード					表番号				
1	1	2	2	0	4	1	7	5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

千葉県

市町村名

船橋市

区 分				行 番 号		(1) (2) (3) (4)							
						決 定 価 格							
				市 街 化 区 域 (千円)		市 街 化 調 整 区 域 (千円)		そ の 他 (千円)		計 (千円)			
土 地	宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	個 人	9	0	1	0	12	1,878,322,370	24	34	45	1,878,322,370 ^{モ 57}
			法 人	0	2	0		193,952,273				193,952,273 ^ヤ	
		一 般 住 宅 用 地	個 人	0	3	0		152,909,620				152,909,620 ^ユ	
			法 人	0	4	0		9,248,528				9,248,528 ^ヨ	
		非 住 宅 用 地	個 人 非 住 宅 用 地	0	5	0		217,763,791				217,763,791 ^ラ	
			法 人 非 住 宅 用 地	0	6	0		518,676,057				518,676,057 ^リ	
	小 計				0	7	0		2,970,872,639	0	0		2,970,872,639 ^ル
	農 地				0	8	0		29,280,593 ^レ				29,280,593 ^ロ
	そ の 他				0	9	0		252,338,006				252,338,006
	計				1	0	0		3,252,491,238	0	0		3,252,491,238
家 屋	木 造 家 屋			1	1	0		307,727,118				307,727,118	
	木 造 以 外 の 家 屋			1	2	0		940,083,413				940,083,413	
	計			1	3	0		1,247,810,531	0	0		1,247,810,531	
合 計				1	4	0		4,500,301,769 ^ワ	0 ^ヅ	0 ^ア		4,500,301,769	

地方公共団体コード					表番号			
1	2	2	0	4	1	7	5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分				行 番 号			(5) 課 税 標 準 額				(9) 実 定 税 率 B	(10) 調 定 見 込 額 A×B(千円)				
							(5) 市 街 化 区 域 (千円)	(6) 市 街 化 調 整 区 域 (千円)	(7) そ の 他 (千円)	(8) 計 (千円) A						
土 地	宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	個 人 法 人	9	0	1	1	12	596,200,578	25	35	47	596,200,578	61	69	79
			個 人 法 人	0	2	1		61,057,404					61,057,404			
		一 般 住 宅 用 地	個 人 法 人	0	3	1		97,638,964					97,638,964			
			個 人 法 人	0	4	1		5,678,953					5,678,953			
	非 住 宅 用 地	個 人 法 人 非 住 宅 用 地	個 人 法 人 非 住 宅 用 地	0	5	1		127,849,770					127,849,770			
			個 人 法 人 非 住 宅 用 地	0	6	1		285,715,981					285,715,981			
	小 計				0	7	1		1,174,141,650	0	0		1,174,141,650			
	農 地				0	8	1		18,579,783				18,579,783			
	そ の 他				0	9	1		147,989,997				147,989,997			
	計				1	0	1		1,340,711,430	0	0		1,340,711,430			
家 屋	木 造 家 屋			1	1	1		307,262,132				307,262,132				
	木 造 以 外 の 家 屋			1	2	1		936,299,187				936,299,187				
	計			1	3	1		1,243,561,319	0	0		1,243,561,319				
合 計				1	4	1		2,584,272,749	0	0		2,584,272,749	0.300 %		7,752,818	

地方公共団体コード				表番号			
1	2	2	0	4	1	7	5
						6	8

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県
市町村名 船橋市

区分		行番号	(1) 納税義務者 (人)	(2) 地積 (千㎡)	(3) 決定価格 (千円)	(4) 課税標準額 (千円)	(5) 筆数 (筆)		
特定市街化区域	平成十一年度以前農参入地の	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0 1 0	12 367	24 283	39 12,711,492	54 8,474,328	69 591 ⁸⁰	
	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	200	122	8,358,417	5,428,162	280		
	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	130	65	6,023,724	3,735,321	188		
	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	19	7	753,991	441,254	31		
	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0							
	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0							
	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0							
	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0	2	1	22,799	10,251	5		
	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0							
	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0							
	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0							
	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0							
	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0							
	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0							
	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0							
	負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0							
	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0							
	負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0							
	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0							
	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0							
	負担水準0.05未満	2 1 0							
	計	2 2 0	718	478	27,870,423	18,089,316	1,095		
	区域農参入地の	平成十一年度以後農参入地の	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2 3 0	13	9	500,130	171,090	17
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	2	1	33,360	16,634	3	
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	4	5	405,948	93,955	9	
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0	1	3	343,448	81,504	3	
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0						
負担水準0.75以上0.8未満		2 8 0							
負担水準0.7以上0.75未満		2 9 0							
負担水準0.65以上0.7未満		3 0 0							
負担水準0.6以上0.65未満		3 1 0							
負担水準0.55以上0.6未満		3 2 0							
負担水準0.5以上0.55未満		3 3 0							
負担水準0.45以上0.5未満		3 4 0							
負担水準0.4以上0.45未満		3 5 0							
負担水準0.35以上0.4未満		3 6 0							
負担水準0.3以上0.35未満		3 7 0							
負担水準0.25以上0.3未満		3 8 0							
負担水準0.2以上0.25未満		3 9 0							
負担水準0.15以上0.2未満		4 0 0							
負担水準0.1以上0.15未満		4 1 0							
負担水準0.05以上0.1未満		4 2 0							
負担水準0.05未満		4 3 0							
計		4 4 0	20	18	1,282,886	363,183	32		

地方公共団体コード					表番号				
1	2	2	0	4	1	7	5	6	8

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の
農地に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名 千葉県
市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
合 計	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4 5 0	12 380	24 292	39 13,211,622	54 8,645,418	69 80 608
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	202	123	8,391,777	5,444,796	283
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	134	70	6,429,672	3,829,276	197
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	20	10	1,097,439	522,758	34
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	2	1	22,799	10,251	5
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0	
	計	6 6 0	738	496	29,153,309	18,452,499	1,127
第 62 表 の う ち 生 産 緑 地 に 係 る も の		6 7 0	439	1,648	127,284	127,284	1,666

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県
市町村名 船橋市

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)	
				(千円)	(千円)				(わがまち特例)			
									(A)	(B)		
課 税 標 準 条 の 第 2 項 に か よ り 書 減 の 額 規 定 に よ る	法 第 9 項 （日本放送協会）	評価額	9 0 1 0	12 61,741	22	32	42 61,741	52	62	64	65	
		課税標準額	0 2 0	43,219			43,219	1,422				
	第 10 項 （日本原子力研究開発機構）	評価額	1/3 0 3 0									
		課税標準額	0 4 0									
		評価額	2/3 0 5 0									
		課税標準額	0 6 0									
	第 11 項 （登録有形文化財等）	評価額	1/2 0 7 0					0				
		課税標準額	0 8 0					0				
	第 21 項 （農業・食品産業技術総合研究機構）	評価額	1/3 0 9 0					0				
		課税標準額	1 0 0					0				
		評価額	1/6 1 1 0					0				
		課税標準額	1 2 0					0				
	第 22 項 （新関西国際空港株）	評価額	1/2 1 3 0					0				
		課税標準額	1 4 0					0				
	第 23 項 （信用協同組合等）	評価額	3/5 1 5 0									
		課税標準額	1 6 0						173,494			
	第 25 項 （中部国際空港株）	評価額	1/2 1 7 0					0				
		課税標準額	1 8 0					0				
	第 27 項 （家庭的保育事業）	評価額	- 1 9 0									
		課税標準額	2 0 0							1	3	
第 28 項 （居宅訪問型保育事業）	評価額	- 2 1 0										
	課税標準額	2 2 0							1	3		
第 29 項 （事業所内保育事業）	評価額	- 2 3 0										
	課税標準額	2 4 0							1	3		
第 30 項 （認定生活困窮者就労訓練事業）	評価額	1/2 2 5 0					0					
	課税標準額	2 6 0					0					
第 32 項 （量子科学技術研究開発機構）	評価額	1/3 2 7 0										
	課税標準額	2 8 0										
	評価額	2/3 2 9 0										
	課税標準額	3 0 0										
第 33 項 （世界遺産）	評価額	1/3 3 1 0					0					
	課税標準額	3 2 0					0					

※「課税標準の特例率（わがまち特例）（6）（7）」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、（1）～（5）が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県
市町村名 船橋市

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)	
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)		(わがまち特例)	
				(千円)	(千円)				(A)	(B)	(A)	(B)
よに法 りよ第 減課7 額税0 標準2 とな条 るの3 例の特 額規額 に定	法第702条の3	2/3	9	12	22	32	42	52	62	64	65	
			3	3	0			0				
		1/3	3	4	0			0				
			3	5	0	41,576		41,576				
3	6	0		38,609		38,609						
	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	3	7	0							
特規法 例に則 による第 りよ第 減課6 額税条 と標の なるの2	法附則第16条の2	2/3	3	8	0		0					
			3	9	0		0					
		1/3	4	0	0		0					
			4	1	0		0					
	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	4	2	0							
特規法 例に則 による第 りよ第 減課6 額税条 と標の なるの3	法附則第16条の3	2/3	4	3	0		0					
			4	4	0		0					
		1/3	4	5	0		0					
			4	6	0		0					
	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	4	6	0							

地方公共団体コード					表番号		
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県
市町村名 船橋市

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)	
				宅 地	そ の 他				(わがまち特例)		(A)	(B)
									(千円)	(千円)		
に法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例	第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	評価額	9	12	22	32	42	52	62	64	69	
		課税標準額	4	7	0							
	第10項 (並行在来線に係る譲受固定資産)	評価額	1/2	4	9	0			0			
		課税標準額	1/2	5	0	0			0			
	第15項 (PFI公共施設)	評価額	1/2	5	1	0						
		課税標準額	1/2	5	2	0						
	第16項 (都市利便施設) 都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評価額	-	5	3	0					-	-
		課税標準額	-	5	4	0					-	-
	第16項 (都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評価額	-	5	5	0					-	-
		課税標準額	-	5	6	0					-	-
	第17項 (都市鉄道施設)	評価額	2/3	5	7	0						
		課税標準額	2/3	5	8	0						
	第18項 (外資埠頭公社の民営化に係る承継特例)	評価額	1/2	5	9	0			0			
		課税標準額	1/2	6	0	0			0			
	第19項 (鉄道再構築事業)	評価額	3/5	6	1	0			0			
		課税標準額	3/5	6	2	0			0			
	第21項 (公益法人が所有する能楽堂)	評価額	1/4	6	3	0						
		課税標準額	1/4	6	4	0						
	第22項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	評価額	1/2	6	5	0			0			
		課税標準額	1/2	6	6	0			0			
第26項 (駅のバリアフリー化施設)	評価額	1/2	6	7	0							
	課税標準額	1/2	6	8	0							
第29項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	評価額	2/3	6	9	0							
	課税標準額	2/3	7	0	0							
第29項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	評価額	2/3	7	1	0							
	課税標準額	2/3	7	2	0							
第29項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	評価額	2/3	7	3	0							
	課税標準額	2/3	7	4	0							

※「課税標準の特例率 (わがまち特例) (6) (7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
1	2	2	0	4	1	7	5
1	2	2	0	4	1	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県
市町村名 船橋市

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) 課 税 標 準 (B)		
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)		(わがまち特例)		
				(千円)	(千円)				(A)	(B)	(A)	(B)	
法 附 則 第 1 5 条 の 2 又 は 法 附 則 第 1 5 条 の 3 の 規 定 に よ る 課 税 標 準 額	第33項	(農地中間管理機構に賃借権を設定した農地) (存続期間10年以上)	評価額	1/2	9 7 5 0	12	22	32	42	52	62	64	
		課税標準額	7 6 0										
	第33項	(農地中間管理機構に賃借権を設定した農地) (存続期間15年以上)	評価額	1/2	7 7 0								
		課税標準額	7 8 0										
	第34項	(特定事業所内保育施設)	評価額	-	7 9 0	69,314				69,314			
			課税標準額	-	8 0 0	37,145				37,145	71,675	1	3
	第35項	(市民緑地)	評価額	-	8 1 0					0			
			課税標準額	-	8 2 0					0		2	3
	第37項	(立地誘導促進施設) (協定有効期間5年以上)	評価額	2/3	8 3 0					0			
			課税標準額	2/3	8 4 0					0			
		(立地誘導促進施設) (協定有効期間10年以上)	評価額	2/3	8 5 0					0			
			課税標準額	2/3	8 6 0					0			
	第38項	(帰還環境整備推進法人)	評価額	1/3	8 7 0					0			
			課税標準額	1/3	8 8 0					0			
	第39項	(地域福利増進事業)	評価額	2/3	8 9 0					0			
			課税標準額	2/3	9 0 0					0			
第42項	(浸水被害軽減地区)	評価額	-	9 1 0					0				
		課税標準額	-	9 2 0					0		-	-	
第43項	(滞在快適性等向上施設)	評価額	1/2	9 3 0					0				
		課税標準額	1/2	9 4 0					0				

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード				表番号			
1	2	2	0	7	8		
1	2	2	0	4	1	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3)	(4)	(5)	(6) (7)			
				宅 地	そ の 他	農 地	土 地 計	家 屋	課 税 標 準 (A)			
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	の 特 例 率 (B)			
				9	12	22	32	42	52	62	64	65
よ法附則第15条の3条、減額規定による課税標準の特例法に	法附則第15条の2 第2項 (JR北海道・四国に係る特例) (法附則第15条の3の適用のあるものを除く)	評価額	1/2	0 1 0				0				
		課税標準額		0 2 0				0				
	法附則第15条の3 第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものを除く)	評価額	3/5	0 3 0				0				
		課税標準額		0 4 0				0				
	第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものに限り)	評価額	3/10	0 5 0				0				
		課税標準額		0 6 0				0				
減額 産る設術修11法 税固に公実15附 等定対演演へ条則 の資す施芸改の第		1/3 減額		0 7 0								
附和に改則3よ正第1改7正の規第令改和法2の1年規定正に法よ附る条則も	第2項 旧法附則第15条第20項 (都市鉄道利便増進施設)	評価額	2/3	0 8 0								
		課税標準額		0 9 0								
第1改7正の規第令改和法2の1年規定正に法よ附る条則も	第2項 旧法附則第15条第21項 (国立大学校舍)	評価額	1/2	1 0 0								
		課税標準額		1 1 0								
	第5項 旧法附則第15条第40項 (認定誘導事業) (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例)適用分)	評価額	-	1 2 0								
		課税標準額		1 3 0						-	-	
法成に改附2よ正第9るの規第1改9正平定	第3項 旧法附則第15条第36項 (備蓄倉庫) (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例)適用分)	評価額	-	1 4 0								
		課税標準額		1 5 0						-	-	

※「課税標準の特例率 (わがまち特例) (6) (7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)～(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)		
				宅 地	そ の 他				(A)	(B)			
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)			
平成28年改正法の規定による 第27条の2	第2項 旧法附則第15条第1項 (倉庫)	評価額	1/2	9 1 6 0	12	22	32	42	52	62	64	66	
		課税標準額		1 7 0									
	第3項 旧法附則第15条第42項 (認定誘導事業により取得した 公共施設等)	評価額	4/5	1 8 0									
		課税標準額		1 9 0									
平成17年改正法の規定による 第17条の2	第2項 旧法附則第15条第20項 (スーパー中核港湾)	評価額	1/2	2 0 0									
		課税標準額		2 1 0									
	第3項 旧法附則第15条第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	評価額	1/2	2 2 0				0					
		課税標準額		2 3 0				0					
平成23年改正法に附する 第9条の2	第2項 旧法第349条の3第23項 (農業・食品産業技術総合研究 機構)	評価額	2/3	2 4 0									
		課税標準額		2 5 0									
	第4項 旧法第349条の3第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価額	1/3	2 6 0									
		課税標準額		2 7 0									
	第5項 旧法第349条の3第32項 (自動車安全運転センター)	評価額	1/3	2 8 0									
		課税標準額		2 9 0									
	第6項 旧法第349条の3第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理 機構)	評価額	1/2	3 0 0									
		課税標準額		3 1 0									
	第10項 旧法附則第15条第35項 (指定特定重要港湾に係る港湾 施設)	評価額	1/2	3 2 0									
		課税標準額		3 3 0									
平成14年改正法の規定による 第14条の2	第4項 旧法附則第15条第36項 (PFI公共荷さばき施設)	評価額	1/2	3 4 0									
		課税標準額		3 5 0									
	第5項 旧法附則第15条第37項 (PFI一般廃棄物処理施設)	評価額	1/2	3 6 0									
		課税標準額		3 7 0									

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	7	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) 課 税 標 準 (B)
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)		
				(千円)	(千円)				(A)	(B)	
改正法の規定によるもの 平成20年	第2項	旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/2	3 8 0						
			課税標準額		3 9 0						
		旧法第349条の3第26項 (日本消防検定協会)	評価額	1/2	4 0 0						
			課税標準額		4 1 0						
	旧法第349条の3第27項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/2	4 2 0							
		課税標準額		4 3 0							
	旧法第349条の3第28項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/2	4 4 0							
		課税標準額		4 5 0							
改正法の規定によるもの 平成10年	第4項	旧法第349条の3第39項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価額	1/6	4 6 0						
			課税標準額		4 7 0						
	第5項	旧法第349条の3第40項 (自動車安全運転センター)	評価額	1/6	4 8 0						
			課税標準額		4 9 0						
改正法の規定によるもの 平成18年	第3項	旧法第349条の3第28項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/3	5 0 0						
			課税標準額		5 1 0						
		旧法第349条の3第29項 (日本消防検定協会)	評価額	1/3	5 2 0						
			課税標準額		5 3 0						
	旧法第349条の3第30項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/3	5 4 0							
		課税標準額		5 5 0							
	旧法第349条の3第31項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/3	5 6 0							
		課税標準額		5 7 0							
改正法の規定によるもの 平成21年	旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外資埠頭)	評価額	1/2	5 8 0			0				
		課税標準額		5 9 0			0				

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7)		
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)				
									(千円)	(千円)		(A)	(B)
平改 成 正 7 法 年 の 改 規 正 定 法 附 に 則 よ 第 1 2 も 条 の	第 3 項	旧法第349条の3第27項 (農業・生物系特定産業事業研究機 構)	1/3	9 6 0 0	12	22	32	42	52	62	64	65	
			課税標準額	6 1 0									
		1/6	評 価 額	6 2 0									
			課税標準額	6 3 0									
		1/6	評 価 額	6 4 0									
			課税標準額	6 5 0									
	1/6	評 価 額	6 6 0										
		課税標準額	6 7 0										
	1/6	評 価 額	6 8 0										
		課税標準額	6 9 0										
	1/6	評 価 額	7 0 0										
		課税標準額	7 1 0										
合 計		評 価 額	7 2 0	172,631	0	0	172,631						
		課税標準額	7 3 0	118,973	0	0	118,973	246,591					
第 7 条 第 2 附 項 5 9 則	市街化区域農地としての評価額		7 4 0				0						
	徴収猶予分に相当する課税標準額		7 5 0				0						
第 8 条 第 2 附 項 5 9 則	市街化区域農地としての評価額		7 6 0				0						
	徴収猶予分に相当する課税標準額		7 7 0				0						
第 6 条 第 1 附 項 1 の 2 附 6 5 9 則	市街化区域農地としての評価額		7 8 0				0						
	減額分に相当する課税標準額		7 9 0				0						
第 7 条 第 1 附 項 1 の 2 附 7 5 9 則	市街化区域農地としての評価額		8 0 0				0						
	減額分に相当する課税標準額		8 1 0				0						

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)
				宅 地	そ の 他				(A)	(B)	
				(千円)	(千円)				(千円)	(千円)	
	る及と税条法 特びな免第附 家つ除4則 置屋た区項第 に土域へ5 係地外課5	1/2 減額	9 8 2 0	12	22	32	42 0	52	62	64	67
	置係及な除項5法 るびつ区へ5附 特家た域課条則 例屋土外税第第 措に地と免6第	1/2 減額	8 3 0				0				
	置係及な除項5法 るびつ区へ5附 特家た域課条則 例屋土外税第第 措に地と免8第	1/2 減額	8 4 0				0				
	特用る大項5法 例地被震へ6附 措に災災東条則 係住に日第 る宅よ本1第	/	8 5 0	69,987			69,987				
	例地代に日15法 措に替よ本06附 置係住る大項5則 る宅被震へ 特用災災東第第	/	8 6 0				0				
	置係代に日15法 る替よ本16附 特家る大項条則 例屋被震へ 措に災災東第第	1/2 減額	8 7 0					31,985			
		1/3 減額	8 8 0					5,224			

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7)
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)		
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)	
			9	12	22	32	42	52	62	64	65
	減額分に相当する課税標準額		8 9 0				0				
	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	9 0 0					5,357			
	減額分に相当する課税標準額	1/3 減額	9 1 0					6,329			

地方公共団体コード					表番号			
1	2	2	0	4	1	7	5	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)			
宅	小 規 模 住 宅 用 地 (個 人)	負担水準1.0以上	9 0 1 0	12 53,610	24 9,160	39 532,476,318	54 177,492,106	69 70,273 ⁸⁰		
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	29,015	6,025	534,915,846	173,283,590	39,202		
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	21,318	4,586	559,435,255	172,806,607	30,603		
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	7,973	1,580	208,523,724	61,302,192	10,876		
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	827	167	28,007,253	7,686,177	1,156		
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	236	39	6,888,127	1,781,643	278		
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	41	7	2,892,623	705,094	58		
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0	26	10	4,459,680	1,004,617	45		
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0	24	4	365,258	75,431	26		
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0	9	1	187,213	36,213	10		
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0	6	1	57,075	9,938	6		
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0	2	0	35,578	5,851	2		
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0	2	0	60,833	8,892	2		
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0	6	0	17,587	2,227	6		
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0							
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0							
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0							
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0							
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0							
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0							
		負担水準0.05未満	2 1 0							
		計	2 2 0	113,095	21,580	1,878,322,370 ⁷	596,200,578 ⁷	152,543		
		地	小 規 模 住 宅 用 地 (法 人)	負担水準1.0以上	2 3 0	788	566	31,334,716	10,444,906	1,508
				負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	645	888	73,732,381	23,863,712	1,323
				負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	640	485	52,928,525	16,342,304	1,410
				負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0	284	202	28,788,157	8,499,869	641
負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0			97	22	4,782,060	1,314,439	183		
負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0			20	8	1,454,116	377,943	36		
負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0			7	2	533,023	128,505	13		
負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0			2	0	318,518	70,150	3		
負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0			2	0	43,850	9,137	5		
負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0			1	0	13,237	2,505	3		
負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0									
負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0			1	0	23,690	3,934	1		
負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0									
負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0									
負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0									
負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0									
負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0									
負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0									
負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0									
負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0									
負担水準0.05未満	4 3 0									
計	4 4 0	2,487	2,173 ⁸	193,952,273 ⁸	61,057,404 ⁸	5,126				

地方公共団体コード					表番号			
1	2	2	0	4	1	7	5	8

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)			
宅	一般 住 宅 用 地 （ 個 人 ）	負担水準1.0以上	9 4 5 0	12 7,281	24 703	39 43,548,773	54 29,032,515	69 11,342		
		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	4,611	544	53,199,833	34,442,334	6,975		
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	2,759	332	40,942,570	25,330,604	4,558		
		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	866	93	12,922,484	7,608,561	1,370		
		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	91	8	1,705,582	937,435	138		
		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	13	1	187,690	97,631	15		
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	4	1	364,789	175,090	7		
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	3	0	14,175	6,399	8		
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	1	0	10,579	4,478	1		
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	1	0	653	259	1		
		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0							
		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	1	0	170	56	1		
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	1	0	12,306	3,598	1		
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	1	0	16	4	1		
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0							
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0							
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0							
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0							
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0							
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0							
		負担水準0.05未満	6 5 0							
		計		6 6 0	15,633	1,682	に 152,909,620	ぬ 97,638,964	24,418	
		地	一般 住 宅 用 地 （ 法 人 ）	負担水準1.0以上	6 7 0	92	19	1,244,458	829,638	185
				負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	88	17	1,539,837	997,071	168
				負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	62	16	1,917,256	1,178,224	128
				負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	30	33	4,301,411	2,568,641	75
負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0			4	0	65,963	36,761	7		
負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0			2	0	41,810	21,482	6		
負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0									
負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0									
負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0			1	0	14,283	6,124	4		
負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0									
負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0									
負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0			1	1	123,510	41,012	1		
負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0									
負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0									
負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0									
負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0									
負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0									
負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0									
負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0									
負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0									
負担水準0.05未満	8 7 0									
計		8 8 0	280	86	ね 9,248,528	の 5,678,953	574			

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	6
						8	0

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
宅	商業地等 (非住宅用地・個人)	負担水準0.7超	9 0 1 0	12 1,634	24 351	39 19,684,935	54 13,779,454	69 2,330 ⁸⁰
		負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	1,704	426	30,975,276	20,922,909	2,421
		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	1,397	520	52,246,496	32,639,172	2,116
		負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	1,201	369	49,622,500	28,333,051	1,926
		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0	678	219	36,818,163	19,523,334	1,170
		負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0	174	42	14,452,370	6,837,354	240
		負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0	44	16	12,149,464	5,118,847	67
		負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0	9	1	1,688,731	657,909	12
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0	1	1	125,856	37,740	2
		負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
		負担水準0.05未満	1 5 0					
		計		1 6 0	6,842	1,945	は 217,763,791	ひ 127,849,770
地	商業地等 (非住宅用地・法人)	負担水準0.7超	1 7 0	306	204	11,596,712	8,117,698	818
		負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0	466	1,093	56,436,001	37,976,353	1,535
		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	496	713	60,209,931	37,322,506	1,352
		負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0	435	492	50,843,695	29,481,995	1,117
		負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0	366	3,090	246,182,631	129,512,562	988
		負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0	178	723	65,533,081	31,484,034	398
		負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0	59	143	24,952,262	10,737,851	154
		負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0	4	9	2,470,438	940,265	9
		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0	2	1	169,746	58,288	2
		負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0	1	3	281,560	84,429	3
		負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
		負担水準0.05未満	3 1 0					
		計		3 2 0	2,313	6,471	ふ 518,676,057	ほ 285,715,981
160行及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)		3 3 0						

地方公共団体コード					表番号			
1	2	2	0	4	1	7	6	0

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)			
宅 地 （ 負 担 水 準 0 ・ 6 ）	商 業 地 等 （ 非 住 宅 用 地 ・ 個 人 ）	負担水準0.70	9 3 4 0	12 64	24 9	39 443,631	54 310,542	69 80 70		
		負担水準0.69以上0.70未満	3 5 0 0	656	130	8,002,149	5,573,141	851		
		負担水準0.68以上0.69未満	3 6 0 0	287	64	4,498,604	3,083,245	403		
		負担水準0.67以上0.68未満	3 7 0 0	265	59	4,275,498	2,885,847	363		
		負担水準0.66以上0.67未満	3 8 0 0	272	72	6,148,511	4,088,737	388		
		負担水準0.65以上0.66未満	3 9 0 0	241	92	7,606,883	4,981,397	346		
		負担水準0.64以上0.65未満	4 0 0 0	277	120	10,304,587	6,651,150	416		
		負担水準0.63以上0.64未満	4 1 0 0	284	104	10,497,969	6,661,737	408		
		負担水準0.62以上0.63未満	4 2 0 0	338	102	11,375,616	7,110,463	466		
		負担水準0.61以上0.62未満	4 3 0 0	286	76	8,414,645	5,178,996	400		
		負担水準0.60超0.61未満	4 4 0 0	294	117	11,505,592	6,947,973	417		
		負担水準0.60	4 5 0 0	9	1	148,087	88,853	9		
		計	4 6 0 0	3,273	946	83,221,772	53,562,081	4,537		
		0 ・ 7 ）	商 業 地 等 （ 非 住 宅 用 地 ・ 法 人 ）	負担水準0.70	4 7 0 0	14	5	264,083	184,859	16
				負担水準0.69以上0.70未満	4 8 0 0	158	405	13,163,446	9,136,713	478
				負担水準0.68以上0.69未満	4 9 0 0	103	181	9,806,701	6,688,774	255
				負担水準0.67以上0.68未満	5 0 0 0	88	74	4,630,894	3,131,556	196
				負担水準0.66以上0.67未満	5 1 0 0	104	179	12,231,786	8,126,959	251
				負担水準0.65以上0.66未満	5 2 0 0	120	249	16,339,091	10,707,492	339
負担水準0.64以上0.65未満	5 3 0 0			124	125	10,036,944	6,477,165	306		
負担水準0.63以上0.64未満	5 4 0 0			125	73	7,159,510	4,543,366	261		
負担水準0.62以上0.63未満	5 5 0 0			127	92	10,149,929	6,341,462	254		
負担水準0.61以上0.62未満	5 6 0 0			112	130	11,308,706	6,955,709	236		
負担水準0.60超0.61未満	5 7 0 0			125	293	21,532,061	12,991,135	293		
負担水準0.60	5 8 0 0	2	0	22,781	13,669	2				
計	5 9 0 0	1,202	1,806	116,645,932	75,298,859	2,887				

地方公共団体コード					表番号			
1	2	2	0	4	1	7	6	0

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 地 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	9 0 0	12 61,771	24 10,448	39 608,604,265	54 217,799,165	69 83,308 ⁸⁰
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	6 1 0	1,940	555	31,281,647	21,897,152	3,148
	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	6 2 0	4,063	2,752	199,867,704	128,860,940	7,424
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	6 3 0	72,876	20,182	2,131,119,023	805,584,393	105,441
	負担水準0.2未満	6 4 0	0	0	0	0	0
	計	6 5 0	140,650	ま 33,937	み 2,970,872,639	む 1,174,141,650	め 199,321
そ の 他 (個 人)	負担水準0.7超	6 6 0	1,061	371	18,781,455	13,147,018	1,714
	負担水準0.65以上0.7以下	6 7 0	950	276	17,521,786	11,901,647	1,418
	負担水準0.6以上0.65未満	6 8 0	917	419	37,025,569	23,026,900	1,449
	負担水準0.55以上0.6未満	6 9 0	771	345	39,888,663	22,890,426	1,325
	負担水準0.5以上0.55未満	7 0 0	367	161	21,016,087	11,186,376	613
	負担水準0.45以上0.5未満	7 1 0	41	8	1,902,643	935,524	61
	負担水準0.4以上0.45未満	7 2 0	9	3	563,884	245,697	11
	負担水準0.35以上0.4未満	7 3 0	2	0	2,430	942	2
	負担水準0.3以上0.35未満	7 4 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	7 5 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	7 6 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	7 7 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	7 8 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	7 9 0					
	負担水準0.05未満	8 0 0					
	計	8 1 0	4,118	1,583	136,702,517	83,334,530	6,593

地方公共団体コード				表番号					
1	2	2	0	4	1	7	6	1	8

第61表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)			
そ の 他	宅 地 比 準 土 地 (法 人)	負担水準0.7超	90 1 0	12 165	24 116	39 4,527,019	54 3,168,913	69 498		
		負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	170	313	12,288,960	8,298,871	941		
		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	155	386	24,977,444	15,367,565	1,060		
		負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	120	402	21,657,193	12,578,621	1,258		
		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0	92	399	24,757,912	12,925,773	650		
		負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0	25	142	21,505,962	10,033,170	401		
		負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0	14	49	3,286,960	1,390,916	150		
		負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0	3	21	764,943	302,600	67		
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0	5	16	1,856,093	576,035	141		
		負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0							
		負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0							
		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0							
		負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0							
		負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0							
		負担水準0.05未満	1 5 0							
		計	1 6 0	749	1,844	115,622,486	64,642,464	5,086		
		の 他	宅 地 外 比 準 の 土 地	負担水準1.0以上	1 7 0	291	255	13,004	13,004	541
				負担水準0.95以上1.0未満	1 8 0					
				負担水準0.9以上0.95未満	1 9 0					
負担水準0.85以上0.9未満	2 0 0									
負担水準0.8以上0.85未満	2 1 0									
負担水準0.75以上0.8未満	2 2 0									
負担水準0.7以上0.75未満	2 3 0									
負担水準0.65以上0.7未満	2 4 0									
負担水準0.6以上0.65未満	2 5 0									
負担水準0.55以上0.6未満	2 6 0									
負担水準0.5以上0.55未満	2 7 0									
負担水準0.45以上0.5未満	2 8 0									
負担水準0.4以上0.45未満	2 9 0									
負担水準0.35以上0.4未満	3 0 0									
負担水準0.3以上0.35未満	3 1 0									
負担水準0.25以上0.3未満	3 2 0									
負担水準0.2以上0.25未満	3 3 0									
負担水準0.15以上0.2未満	3 4 0									
負担水準0.1以上0.15未満	3 5 0									
負担水準0.05以上0.1未満	3 6 0									
負担水準0.05未満	3 7 0									
計	3 8 0	291	255	13,004	13,004	541				
合 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上) 引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの 住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上 上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの 負担水準0.2未満	3 9 0	62,062	10,703	608,617,269	217,812,169	83,849			
		4 0 0	3,166	1,042	54,590,121	38,213,083	5,280			
		4 1 0	6,255	4,146	291,681,463	187,455,923	12,292			
		4 2 0	74,325	21,728	2,268,321,793	878,650,473	110,120			
		4 3 0	0	0	0	0	0			
計	4 4 0	145,808	37,619	3,223,210,646	1,322,131,648	211,541				

地方公共団体コード					表番号			
1	2	2	0	4	1	7	6	2

第62表 農地の負担調整に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
一 般 市 街 化 区 域 農 地	本則による（価格の3分の2）課税がなされたもの		9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0				
			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0				
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0				
			負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0				
			負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0				
			負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0				
			負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0				
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0				
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0				
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0				
			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0				
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0				
	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
負担水準0.05未満	2 1 0							
計		2 2 0	ゆ 0	よ 0	ら 0	り 0	る 0	
介 在 農 地	本則による課税がなされたもの		2 3 0					
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0				
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0				
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0				
			負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0				
			負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0				
			負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0				
			負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0				
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0				
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0				
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0				
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0				
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0				
	負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0						
負担水準0.05未満	4 3 0							
計		4 4 0	0	0	0	0	0	

※負担水準1.0未満の区分について、負担調整率の記載があるが、令和3年度の課税標準額は令和2年度の課税標準額と同額となり、負担調整率を乗じるものではないため注意すること。

地方公共団体コード					表番号		
1	2	2	0	4	1	7	8
						6	2

第62表 農地の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)		
一 般 農 地	本則による課税がなされたもの		9 4 5 0	12 439	24 1,648	39 127,284	54 127,284	69 1,666 ⁸⁰	
	上記以外	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
			負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
			負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
			負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
		負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
			負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
			負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
			負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
			負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
負担水準0.05未満	6 5 0								
計			6 6 0	439	1,648	127,284	127,284	1,666	
合 計	本則による課税がなされたもの		6 7 0	439	1,648	127,284	127,284	1,666	
	上記以外	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0	0	0	0	0	0
負担水準0.05未満	8 7 0		0	0	0	0	0		
計			8 8 0	439	1,648 ^れ	127,284 ^ろ	127,284 ^わ	1,666 ^を	

※負担水準1.0未満の区分について、負担調整率の記載があるが、令和3年度の課税標準額は令和2年度の課税標準額と同額となり、負担調整率を乗じるものではないため注意すること。